

大阪市公告第13号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 3 日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高 橋 徹

1 担当部局

(1) 入札執行担当課（入札・契約締結に関する照会先）

大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループ

〒541 - 0053 大阪府中央区本町 1 丁目 4 番 5 号 大阪産業創造館 9 階

電話 06 - 6484 - 7356

(2) 事業担当課（売払物品に関する照会先）

大阪市消防局総務部総務課（調達）

〒550 - 8566 大阪府西区九条南 1 丁目 12 番 54 号

電話 06 - 4393 - 6050

2 入札に付すべき事項

物品 番号	売 払 物 品	数量	下 見 の 日 時	下 見 場 所
①	中古自家用特種自動車 (起震車)	1 台	令和 8 年 2 月 18 日 午前 11 時～正午	高度専門教育訓練センター 東大阪市三島 2 丁目 5 番 43 号
②	中古自家用乗合自動車	1 台		

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

(1) 令和 7・8・9 年度「物品売払入札参加承認証」（以下「承認証」という。）

の交付を受けていること

なお、令和 7・8・9 年度「承認証」の交付を受けていない場合は、大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループに本市物品売払入札参加申請（以下「参加申請」という。）を行うこと

ただし、令和 8 年 2 月 17 日までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

＊ 令和 7・8・9 年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→「不用品売払入札等のご案内→物品売払入札参加申請書「令和 7・8・9 年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあっては、履歴（現在）事項全部証明書写し（発行後 3 か月以内のもの）

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書、個人にあっては、市区町村長発行の印鑑登録証明書（発行後 3 か月以内のもの、写しは不可）

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること

(3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

4 公告文等の交付場所等

(1) 公告文等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子調達システム（<https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資

料・ご案内→「不用品売払入札等のご案内」上及び担当部局（１（１）に同じ。）

(2) 公告文等の交付方法

公告の日から令和８年２月１７日まで無償により交付する（ただし、本市の休日を除く。）。

(3) 入札参加申請等の受付期間

公告の日から令和８年２月１７日午後５時まで（ただし、本市の休日を除く。）

(4) 入札参加申請等の受付場所 １（１）に同じ。

5 入札参加資格の審査等

４（３）の受付時において入札参加資格を審査し、入札参加資格を認めた申請者には物品買受申込書（以下「入札書」という。）及び申告書を交付する。

資格審査は、令和７・８・９年度「承認証」を確認することによるので、原本を持参すること

なお、「入札書」の交付は、申請日の翌日以降となる場合がある。

（注）入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載の下見の日時に下見を必ず行い、入札書の立会者欄に下見立会者の確認印を受けること。下見立会者印のない入札書は無効とする。

6 入札執行の日時等

(1) 入札書受付期間 令和８年２月１９日 午前１０時３０分から午前１１時まで

(2) 開札予定日時 令和８年２月１９日 午前１１時

(3) 開札場所 大阪府中央区本町１丁目４番５号 大阪産業創造館11階

大阪市契約管財局入札室

7 入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

(2) 入札書交付時から開札時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者

(3) 入札書交付時から開札時までの間において、大阪市契約関係暴力団排除措置

要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

8 入札方法等

- (1) 上記 2 ①～②の売払物品ごとに入札に付する。

入札書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。入札書の提出は、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること

- (2) 再度入札は 1 回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印し速やかに投函すること

9 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要 落札者は契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること

落札者は本市が交付する納付書を用い、令和 8 年 2 月 24 日午後 5 時 30 分までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること

ただし、売払代金が即納されるときは、契約保証金を免除とする。

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

10 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

11 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 本市が交付した入札書を用いないでした入札
- (3) 下見立会者印のない入札
- (4) 再度入札の場合にあつては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
- (5) 無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市契約関係暴力団排除措

置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

12 売買代金納付期限 令和 8 年 3 月 2 日

13 引取期限 令和 8 年 3 月 11 日

14 その他

- (1) 9 (2) 契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第 32 条第 3 項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出をしない場合は、契約の締結を行わないものとする。
- (5) 買受物品を転売する場合、古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく都道府県公安委員会の許可を受けていることが必要である。また、古物商許可証に記載の都道府県公安委員会の許可は、現在において有効な許可であること。
- (6) 落札者は、落札決定後速やかに、買受物品の用途について、「1 担当部局 (1)」まで書面にて申告すること。

(契約管財局契約部契約課)